



はちのへ のうぎょうだより

令和7年11月号 No.566

のうぎょうだよりは八戸市農業
委員会のほか、市内農協各支店
でも配布しています。
また、インターネットではフル
カラーでご覧いただけます。
〇八戸市ホームページ
[https://www.city.hachinohe.
aomori.jp/](https://www.city.hachinohe.aomori.jp/)

のうぎょうだより

検索



令和7年度 農家座談会を開催します！

農家座談会では、開催地区ごとに困っていることや問題となっていることをテーマとして掲げ、地域の農家の皆さんと農業委員等と一緒に、地域主体の話し合いを行います。

この機会に、日頃の悩みなどを地域の皆さんで共有し、解決に向けて話し合いませんか。地域にお住まいの農家の方ならどなたでも予約なしでご参加いただけます。たくさんのご参加をお待ちしております。なお、テーマを設定しない地区では、農業に関する相談全般に対応します。

問 農業委員会事務局 ☎ 43-9448



日 時		地区	会 場	テーマ
12/12(金)	13:30	豊崎	瑞豊館 生活研修室 /生活実習室 ☎23-2618	・ 認定農業者制度のメリット ・ 農業経営の安定対策 （収入保険の活用等） ・ 乾田直播栽培の実際と課題 （講話：馬場 豊 農業委員）
12/15(月)	10:00	下長	下長市民センター集会室 ☎28-8863	・ 農家よろず相談会
12/16(火)	10:00	市川	市川公民館 和室 ☎52-2319	・ 農地の圃場整備について
12/18(木)	13:30	館	館公民館 和室1・2 ☎27-5431	・ 鳥獣対策について
1/6(火)	13:30	中沢	南郷事務所 大会議室 ☎82-2111	・ 鳥獣対策について ・ 非農地判定について
1/8(木)	13:00	是川	是川公民館 講座室2 ☎96-1219	・ 農家よろず相談会
1/15(木)	10:00	上長	上長公民館 和室 ☎23-3237	・ 農家負担ゼロの基盤整備について
1/16(金)	13:30	島守	島守コミュニティセンター 会議室 ☎83-2111	・ 鳥獣対策について ・ 規模縮小、離農について ・ 担い手の支援について
1/20(火)	10:00	大館 南浜	大館公民館 会議室 ☎25-3331	・ 農家よろず相談会

～農業経営振興センターからのお知らせ～

収入保険制度を活用しましょう！

収入保険制度とは、自然災害や価格低下だけではなく、農業者の経営努力では避けられない収入減少を広く補償する制度です。

◆加入できる方

- ・青色申告を行っている農業者（個人・法人）です。
※加入申請年1年分の青色申告実績で加入できます。
- ・現在、白色申告を行っている方は、青色申告に切り替えれば、その翌年から収入保険に加入できます。



◆保険期間

個人：1月～12月 法人：事業年度の1年間



◆補償内容

保険期間の農産物の販売収入が、基準収入の9割を下回ったときに、下回った額の9割を上限に補てんします。（青色申告実績5年分の場合）

※基準収入は、過去5年間の平均収入を基本に、保険期間の営農計画を考慮して設定します。

※肉用牛、肉用子牛、肉豚、鶏卵は対象外です。

◆収入保険の補てん方式

・積立方式併用タイプ

保険方式（掛捨て）と積立方式（掛捨てではない）の組み合わせができます。

※保険料には50%、積立金には75%（保険金対象時）国庫補助があります。積立金は補てんに使わなければ翌年に持ち越されます。また、保険料と積立金は分割払（最大9回）ができます。

・保険方式補償充実タイプ

加入者の積立金の負担軽減を求めるニーズに応じて、保険方式のみで9割まで補償するタイプを令和6年から実施しています。

◆保険料等(掛捨て部分)の1/3を八戸市が助成します

助成は、令和7年～9年のいずれの年で1回限り対象です。令和9年分の適用に間に合わせるためには、次の手続きが必要ですので、ぜひご検討ください。

①令和8年3月16日までに、税務署へ青色申告承認申請書を提出すること

②令和8年12月末までに、令和9年分の収入保険加入手続きをすること

(例)基準収入が1,000万円で、保険方式80%+積立方式10%タイプに加入し、支払い率90%の方の場合

負担額 35.5万円 内訳：保険料 10.8万円、積立金 22.5万円

付加保険料（事務費）2.2万円



保険料、付加保険料の合計13万円の1/3、**約4.3万円**を市が助成します！



お問合せ先

●加入申請や補償内容について 青森県農業共済組合南部支所 収入保険課 ☎ 0176-22-8101

●保険料等の助成について 八戸市農業経営振興センター ☎ 0178-27-9163

令和8年用農業用免税軽油の申請受付について

令和8年3月以降の免税軽油に係る免税証の交付申請受付を、次のとおり行います。

- 1 申請受付日…令和7年12月1日(月)まで 各日・受付時間は9:00～12:00 13:00～16:00
- 2 申請受付場所…青森県三八県税事務所 課税第一課窓口
- 3 提出申請書類等…下表の申請区分に従って必要な書類等(○の表示)を準備して申請してください。

提出書類等			三八県税事務所にあります。									申請者が事前に準備してください。										
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
			免税証交付申請書	免税軽油所用数量計算書(農業用)	県税関係証明等原簿	免税軽油使用者証交付申請書	免税軽油使用者証共同交付申請書	免税軽油の引取り等に係る報告書の提出の期限の特例指定申請書	誓約書(注2)	免税軽油使用者証書換・再交付申請書	免税軽油使用者証亡失届	耕作証明書(農業委員会発行)	免税軽油使用者証(前年以前交付のもの)	機械販売証明書等	軽油使用計画書	前年度軽油使用明細書	免税軽油の引取り等に係る報告書(注3) (軽油納品書等添付(写し可))	組合員名簿(全員の記名必要・写し不可)	組合定款・規約及び総会の議事録謄本	切手530円(返信用封筒に貼付すること)	封筒(長形3号・120×235mm)	県収入証紙400円 (県税関係証明等原簿に貼付すること)
(注1)																						
申請区分	個人・共同防除組合等	新規	○	○	○	○	△1	以下の方 期間1月当たり1kl 交付申請数量が使用	○			○		○						○	○	○
		継続	○	○									○	○			○			○	○	
		更新	○	○	○	○	△1		○			○	○				○			○	○	○
		新規	○		○	○			○			○		○	○			○	○	○	○	○
		継続	○									○	○		○	○	○	○		○	○	
		更新	○		○	○			○			○	○		○	○	○	○		○	○	○
	共通	書換			○				○			○	△2									△3
		再交付			○					○	○											○

△1 共同申請の場合、「免税軽油使用者証交付申請書」は「免税軽油使用者証共同交付申請書」となります。

△2 免税軽油使用者証から、機械を削除する場合は不要です。

△3 更新手続きと同日付で行う場合は不要です。

注1 新規…免税軽油使用者証を新たに申請する方

継続…免税軽油使用者証の交付日が令和6年3月1日以後の方

更新…免税軽油使用者証の交付日が令和6年2月29日以前の方

注2 国税又は地方税の滞納処分を受け、その滞納処分の日から起算して2年を経過しない者であること等、地方税法で定める欠格事項への該当がないことを誓約していただく書類です。

注3 「免税軽油の引取り等に係る報告書」及び「軽油納品書等」の提出がない場合は、免税証の交付ができません。



農地情報

新規の農地情報をお知らせします。詳細について確認したい方は、「eMAFF 農地ナビ」をご覧ください。農地委員会までお越しください。新規以外の情報は折込チラシにございます。

問 農業委員会 ☎43-9448

eMAFF 農地ナビ <https://map.maff.go.jp/>

■農地を売ります

	所在地			地目等	面積 (㎡)	希望価格
	大字	小字	地番			
①	尻内町	赤坂	17-1	田 (農用地)	282	応相談
		四ツ神	4-2	畑	2,399	
②	市川町	壁取下	19-1	田 (農用地)	4,648	応相談 ※貸付可
			19-2	田 (農用地)	92	
③	南郷島守	高山	6	畑	1,516	応相談
④	鮫町	古馬屋	20-2	畑	1,158	応相談 ※貸付可
⑤	豊崎町	金ヶ沢	124-3	畑	3,522	応相談 ※貸付可
		久保杉	3-1	田 (農用地)	3,669	
			3-2	田 (農用地)	2,244	
			50-2	田 (農用地)	95	
⑥	大久保	西ノ平	26-16	畑	232	応相談 ※貸付可
⑦	市川町	轟木	12-6	田 (現況：畑) (農用地)	673	応相談 ※貸付可
			12-7	田 (現況：畑) (農用地)	1,817 のうち 1,100	



編集後記



インフルエンザの流行が今年は例年よりも早いらしく、10月上旬にはもう流行シーズン入りしたとか。これからどんどん気温が下がって空気も乾燥してきますから、より注意なくはいけない季節ですね。手洗い、うがい等の感染症対策を徹底するよう心がけていきましょう。

今年も残り2ヶ月。皆さんは今年やりたかったことは全部できましたでしょうか。残念ながらできていないという方もいらっしゃると思いますが、「まだあと2ヶ月ある」と考え、農閑期に入る今から挑戦してみてもいいかもしれませんね。私もできていないことがたくさんあるので、これからが勝負所です。

のうぎょうだより担当 柴田



農地情報への掲載について

○農地情報掲載の提出書類一覧（全て1部）

■農地を売りたい・貸したい方

提出書類	発行機関
①あっせん申出書	八戸市農業委員会
②全部事項証明書（土地）	法務局（登記所）
③公図	法務局（登記所）
④住民票 ※申出者が市外居住者の場合	市区町村等

■農地を買いたい・借りたい方

提出書類	発行機関
①あっせん申出書	八戸市農業委員会
②住民票 ※申出者が市外居住者の場合	市区町村等
③農地台帳記載証明書 （耕作証明書） ※申出者が市外居住者の場合	居住地の農業委員会

農地法関係の申請受付日等について

農業委員会で設定している、農地法第3・4・5条の許可申請・届出の受付期間等をお知らせします。

申請内容や申請書類については、事前に農業委員会でご確認ください。

※今年度の年間予定については、農業委員会の窓口及び市ホームページへ掲載しています。

問 農業委員会 ☎43-9448

農地法許可申請

申請月	受付期間	許可書の交付日	
		3条/4・5条 (30a以下)	4・5条 (30a超)
11月	11/11-11/20	12/16	1/7
12月	12/11-12/19	1/20	2/5
1月	1/13-1/20	2/17	3/5

※他法令との調整により、変更となる場合があります。
農地法届出

届出月	締切日	交付日	締切日	交付日
11月	11/5	11/14	11/20	11/28
12月	12/5	12/15	12/22	12/25
1月	1/5	1/15	1/20	1/30

◎3条申請…農地を農地として使うために売ったり、貸したりする場合

◎4・5条申請…農地に建物を建てたり、植林する等、農地以外として使う場合

※農地の売買、贈与、貸借、転用については、事前に農業委員会へご相談ください。